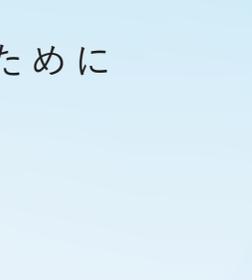
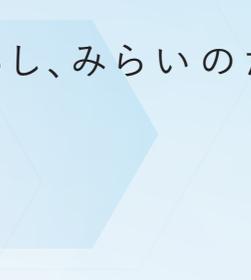


厚生労働省

業務ガイド

2024

ひと、暮らし、みらいのために



事務次官からのメッセージ

厚生労働省は、東京都千代田区にある日比谷公園に道路をはさんで隣接するビル(中央合同庁舎第5号館)の1階から22階にあります。本省と呼ぶこの場所で約4千人の職員が働いています。本省以外に、検疫所、国立ハンセン病療養所、試験研究機関、国立障害者リハビリテーションセンター、地方厚生(支)局、都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク、中央労働委員会事務局があり、これらを含めた職員の総数は約3万4千人です。

そこで行っている仕事は、一言で言えば、健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金に関する行政の企画立案とその実施です。

サービス提供に関わる行政分野では、現場と行政の間に「横8の字(∞)関係」があることが大切だと考えます。現場でサービス提供を実践し、先進的な現場で創意工夫や革新が生まれます。それを行政がすくい取り、制度化します。そしてその制度が現場での実践に適用されます。このように、現場「実践」→現場「創意工夫・革新」→行政「すくい取り」→行政「制度化」→現場「実践」に戻ってぐるぐる回るのが「横8の字(∞)関係」です。これが目詰まりしないよう、時には外に出かけ、現場で実践する方々や地方自治体の方々等と情報交換、意見交換することを、私たち厚生労働省職員は心がけています。

この小冊子を通じて、「市民の暮らしを良くしたい、守りたい」という志のもと職員が取り組んでいる業務の概略を知っていただき、あわせて厚生労働省の魅力を多少なりともお伝えできましたら幸いです。



厚生労働事務次官

大島一博

Contents 目次

Page

- 03 人の一生を支える仕事
- 05 医政局
- 07 健康・生活衛生局
- 09 医薬局
- 11 労働基準局
- 13 職業安定局
- 15 雇用環境・均等局
- 17 社会・援護局
- 19 老健局
- 21 保険局
- 23 年金局
- 25 人材開発統括官
- 27 政策統括官(総合政策担当)
- 29 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)
- 30 大臣官房
- 33 組織図
- 35 日本の1日&人口100人で見た日本

人の一生を支える仕事

For the people, for life, for the future

すべてのライフステージを厚生労働省とともに

この世に生をうけ、健やかに成長し、大切な人たちとともに、
最期の瞬間まで、自分らしく生きる――

誰もがそんな人生を当たり前で享受できる社会をつくること。

それが厚生労働省の使命です。

社会保障・労働政策を通じて、国民一人ひとりの生活に寄り添いながら、
未来にわたって社会経済発展の基盤を支えていくために、
様々な取組を進めています。

医療

いのちの安心、
未来への約束

医政局 P5



誕生

医療保険

世界に誇れる
国民皆保険を
未来へ切り開く

保険局 P21

医薬品の安全

医薬品等の
安全を確保し、
国民の健康を守る

医薬局 P9



子ども・学生

社会・援護／ 障害者支援

社会福祉の基盤を構築し、
地域共生社会を実現する

社会・援護局 P17

労働条件確保

働く人の安心・安全を
守り、多様な働き方を
実現する

労働基準局 P11



社会人

職業能力開発

一人ひとりが
自らの希望に応じて
キャリアを築ける社会へ

人材開発統括官 P25

雇用政策

すべての人の
「働く」を支え、
豊かな社会をつくる

職業安定局 P13



結婚・出産・子育て

雇用環境改善

誰もが活躍できる
多様な雇用環境を
つくる

雇用環境・均等局 P15

健康増進・ 疾病対策

かけがえない命と
健康を守り、支える

健康・生活衛生局 P7



退職

介護

いくつになっても
地域で自分らしい
暮らしができる社会へ

老健局 P19

年金

人生の様々なリスクに
備えた「国民皆年金」を
支え、守る

年金局 P23



老後

医政局

Health Policy
Bureauいのちの安心、
未来への約束

Our Mission

日常の中の小さな怪我から大病での緊急治療や長期療養に至るまで、「医療」は実に様々な状況で求められるものです。必要なときに必要な医療を受けられる安心の上に、人は生活を組み立て、社会の中で挑戦することができます。高齢化による疾病構造の変化や、遠隔医療といった技術の進歩も見据えながら、医師・病院といった医療資源がどのように配置されるべきか、患者と医師の関係はどうあるべきか、医療者がどんなスキルを発揮しどう連携すればチームとしてベストな医療を創れるか、といった間に日々向き合いつつ、最適な医療提供の在り方を探る、それが医政局のミッションです。

部局の所掌分野

地域医療提供体制の整備

人口構造の変化を踏まえた病床機能の分化・連携や、災害・感染症等に対応する医療の確保、医師の地域偏在の解消などを通じて、安心して医療を受けられる体制の整備に取り組んでいます。

医療従事者の育成

地域や診療科毎の需給バランスも意識しつつ、医師をはじめとした各職種の養成のため、各種研修・試験等を運用しています。

安心安全な医療を受けられる
環境の整備

安心安全な医療のために、医療機関の医療安全を担保するための設備や人員の基準を定めています。

医療産業の振興・医薬品等の安定供給

医薬品・医療機器産業を予算や税制等を通じて強力に後押しするとともに、必要な医薬品等が安定供給されるよう取り組んでいます。

医療情報の利活用

全国の医療機関等で電子カルテデータ等を共有できる仕組みを構築するなど、医療情報の利活用を推進し、より質の高い医療の提供等を可能とする医療DXの実現に向けた取組を進めています。

医療提供体制の構築

医療とは、身近なようでありながら、非常に専門的な分野です。ベストな治療に辿りつくためのデータベースとなる医療機能情報提供制度の整備・身近な地域におけるかかりつけ医機能が発揮される制度整備・専門的な病院と地域の医療機関との使い分けといった上手な医療のかかり方の周知などの取組を通して、安心・納得して受けられる患者目線での医療の確保・医療の質の向上を実現します。

さらに、個々の患者にとっての医療の確保という観点に加え、地域全体でバランスのとれた医療提供体制を整備



上手な医療のかかり方
ポスター

するという観点も欠かせません。中長期的な人口構造の変化や新型コロナウイルス感染症対応における課題等も踏まえ、救急医療、災害医療、感染症医療、小児・周産期医療、へき地医療等の確保など、各都道府県が医療提供体制を整備するに当たっての指針を定め、日本の地域医療のビジョンを描いています。

医師の働き方改革に向けて

日本の医療は、医療機関に勤務する医師の長時間労働により支えられてきました。「医師の働き方改革」とは、こうした現状を「改革」し、医師が健康に働き続けられるような環境を整備することで、患者に提供する医療の質・安全を確保すると同時に、将来にわたって持続可能な医療提供体制を維持していくための取組です。このうち、医師の時間外労働に上限を設ける制度が2024年4月からスタートしました。医療従事者の役割分担の見直しと併せて「医師の働き方改革」を進めるとともに、国民の皆様にも積極的に医療のあり方を考えていただくよう呼びかけています。



医師の働き方改革
マスコットキャラクター
「ドクニャン」

イノベーションの推進による最先端医療の実現

日本は数少ない新薬創出国であり、医薬品・医療機器産業は今後の経済成長を担うことを期待されています。近年、研究開発の複雑性・難易度が向上していることから、特定領域に特化した技術を有するベンチャー企業の果たす役割が大きくなっており、医療系ベンチャーが各開発段階で抱える課題に関する相談対応や事業戦略の策定等による支援を行っています。

また、日本が世界に誇る再生医療や、「生命の設計図」といわれるゲノム情報を活用した医療の発展を促すことで、これまで治療が困難であった病気の克服につなげるなど、最先端医療の実現により医療の未来を切り拓くべく、挑戦を続けています。

医薬品の安定供給

医薬品は、国民の健康・生命を守る重要な物資であり、供給の途絶は国民生活に重大な影響を及ぼし得ることから、安定供給の確保は重要です。近年、後発医薬品企業の不祥事を端緒とした供給不足や、感染症拡大等に伴う需要増により、医薬品の供給不安が生じています。

これに対し、製薬企業との調整等により個別の供給不足に対応するほか、要因として指摘されている、後発品産業の構造的課題の解決など、医薬品の安定供給確保に向けた様々な取組を実施しています。

Hot Topics

医療DXの推進

政府が推進する医療DXの柱の一つが「全国医療情報プラットフォームの創設」です。国民自身や、本人同意の下で全国の医療機関等が必要な情報を閲覧・共有できる情報基盤を構築することで、生まれてから現在までの生涯にわたる保健医療データを国民自身で一元的に把握でき、また全国いつどの医療機関にかかっても必要な医療情報が共有され、最適な医療を受けられるようになるなど、多くのメリットが期待されます。

2022年10月には内閣総理大臣を本部長とする「医療DX推進本部」が発足しました。医療DXの実現により国民の保健医療の向上を図るべく、政府一丸となって取り組んでいます。



第2回医療DX推進本部(官邸HPより)

デジタル技術と新しい医療

新型コロナウイルス感染症に対応する中で、多くの人にとってオンライン診療が身近なものとなりました。医師一患者間のオンライン診療にとどまらず、遠隔地の専門医の助言を受けて地域の医師が診療を行う等、遠隔医療全般について、その効果的な活用が期待されます。対面での診療を前提としていた医師法・医療法といった医療のルールを、デジタル技術の発展を的確に捉えて再構成しつつ、遠隔医療の普及啓発に取り組んでいるところです。



遠隔医療の現場

かけがえのない命と健康を守り、支える

Our Mission

少子高齢化が進行する中で、人生100年時代を見据え、誰もがより長く元気に活躍できるようにするとともに、社会保障の担い手を確保するため、健康づくり、がん対策や循環器病対策、難病対策などに取り組んでいます。また、国内外の感染症から国民の命を守るため、次の感染症危機が発生した場合の備えも含めて先頭に立って対策を行っています。加えて、食中毒への対応など食品衛生の確保や、建築物やホテル・旅館などの衛生の向上を進めています。

部局の所掌分野

健康づくり

「健康日本21」において健康づくりに関わる様々な目標を設定し、自治体や民間企業など多様な主体を巻き込みながら、健康づくりに関する取組を推進しています。

がん・循環器病対策

重大な疾病である「がん」や「循環器病」について、予防や治療に関する普及啓発や医療提供体制の整備、治療法の研究開発の推進など総合的な取組を進めています。

難病対策

ビッグデータの活用・ゲノム解析等による治療法が確立していない希少な病気に関する調査研究や、ハンセン病に対する偏見差別解消に向けた取組によって、難病の克服に向けた総合的な支援を行っています。

移植医療の推進

患者に他の人の健康な臓器や造血幹細胞を移植する治療法である移植医療について、国民の理解を深めるための普及啓発や移植医療の提供体制の整備に取り組んでいます。

生活衛生関係営業の振興

理容業や美容業、クリーニング業、旅館業等、国民の生活に密着した業種の衛生規制と振興に加え、建築物の衛生的環境の確保等を通じ、公衆衛生の向上・増進を図っています。

食品の安全の確保

規格、製造方法等の基準を遵守した食品等の流通のための監視指導や、食品のリスクに関する意見交換の推進等により、我が国の食品の安全を確保しています。

感染症対策

新型コロナウイルス感染症への対応のような、空港等での検疫や予防接種を含む様々な感染症対策や、次の感染症危機を想定した備えに取り組んでいます。

健康づくりの推進

現代の日本は超高齢社会に突入し、国民誰もがより長く元気に暮らしていくための基盤として、健康づくりの重要性はますます高まっています。厚生労働省では、「健康日本21」において、健康づくりに関わる様々な目標を掲げ、必要な取組を講ずることで、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指しています。

例えば、健康でいるために不可欠な休養活動が睡眠です。近年の研究で、睡眠不足は様々な疾患のリスクを高めることが明らかになっていることなどから、「健康づくりのための睡眠ガイド」の作成などを通じて、睡眠の重要性を呼びかけています。

また、PHR(パーソナル・ヘルス・レコード)の取組により、個人が自身の健診などで得られた健康情報を把握することで、生活習慣を改めたり、効果的・効率的な医療等が提供できたりすることが期待されます。

このような取組を通じて、健康づくりの推進に取り組んでいます。



▲受動喫煙対策推進マスコット「けむいモン」

次の感染症危機に備える

新型コロナウイルス感染症への対応に関する様々な教訓を、次に感染症危機が発生した時の対応に活かすことが重要です。

新型コロナが発生した当初、厚生労働省内の関係部署は複数の部局にまたがり、司令塔の役割を果たすべき課は多忙を極めました。このため、2023年9月、省内に「感染症対策部」を設置して、平時・感染症危機発生時いずれの場合も省内の感染症対策を主導できる体制を整えました。

また、感染症危機が発生した際の政府の対応を定めた政府行動計画について、感染症対策部と同時に内閣官房に設置された「内閣感染症危機管理統括庁」の下

で、新型コロナの対応を踏まえた見直しを2024年の夏に行う予定であり、厚生労働省も内閣感染症危機管理統括庁とともに見直しに向けた作業に取り組んでいます。

こうした対応、準備を通して、次の感染症危機への備えに万全を期すべく取組を進めています。

がん対策の総合的な推進

我が国の死因の第1位であり、日本人の約2人に1人が生涯のうちになるとされている「がん」は、国民の生命と健康にとって重大な疾病です。

厚生労働省では、第4期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」、「がん治療」及び「がんとの共生」といった分野の施策に取り組んでいます。一例として、科学的根拠に基づくがん検診を推進するため、自治体を実施するがん検診の検診項目の見直しを行っています。

また、2023年12月には「がん研究10か年戦略(第5次)」を策定しました。内閣府、文部科学省、経済産業省とも協力しながら、引き続きがん対策の基礎となるがん研究の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいきます。



▲がん検診の受診率向上のためのイメージキャラクター。「雁[がん]」と「雁[がん]」を「検診[けんしん]」と「(上杉)謙信[けんしん]」をかけています。

Hot Topics

カスハラと宿泊拒否

2023年12月にカスタマーハラスメント(カスハラ)対策等を内容とする改正旅館業法が施行されました。

この改正により、旅館等で従業員に不当な割引要求や土下座の強要等、カスハラに当たる特定の要求を行う者を宿泊拒否できるようになりました。厚生労働省は、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設の実現に向けた取組を進めています。



▲改正旅館業法の研修ソール

アフターコロナの検疫所での取組

2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことにより、空港等での検疫は平時の対応に戻りました。

一方で、いつ何時海外から新たな感染症が国内に侵入するか分からないため、どのような感染症が国内に侵入しているのかを日頃から把握し、速やかに必要な対策が取れるよう「入国時感染症ゲノムサーベイランス」という取組を検疫所で実施しています。



▲検疫所のイメージキャラクター「クアラン」

医薬局

Pharmaceutical Safety Bureau

医薬品等の安全を確保し、国民の健康を守る

Our Mission

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品について、品質や有効性、安全性の確保に取り組むとともに、薬局・薬剤師制度の整備、電子処方箋の普及促進、血液製剤の安定的な供給、麻薬・覚醒剤対策など、国民生活に密着し、国民の生命・健康に直結する諸課題に対応することで、保健衛生上の危害の防止及び保健衛生の向上を図っています。

部局の所掌分野

医薬品等の品質・有効性・安全性の確保
品質、有効性及び安全性が確保された医薬品、医療機器等を提供するため、治験から製造、販売、市販後の安全対策まで一貫した対策を実施しています。

薬局・薬剤師制度等の整備

薬局・薬剤師、医薬品販売制度の整備等を通じ、医薬品の適正な使用を推進するとともに、安全・安心な薬物療法を受けられる環境の整備に取り組んでいます。

不良医薬品の取締り、薬物乱用防止

製造販売業者等の監視指導、不良医薬品等の取締りを行うとともに、薬物乱用根絶に向けて、啓発活動や再乱用防止対策に取り組んでいます。

医薬品の副作用による健康被害や薬害被害への対応

サリドマイド・スモン等の薬害による被害者・遺族支援や、医薬品の副作用により健康被害を受けた方に対して医療費等の支給を行う救済制度の整備に取り組んでいます。

献血血液の安定的な確保

輸血用などの血液製剤の製造に必要な献血血液を安定的に確保するため、主に若い世代の方に向けて、献血の普及啓発活動を推進しています。



献血キャラクター「けんけつちゃん」

品質・有効性・安全性を確保した医薬品等の提供に向けて

医薬品・医療機器等は、効能・効果と副作用を併せ持つため、品質、有効性及び安全性の確保が必要です。このため、開発・治験の段階では、臨床試験の方法やデータの集め方等について規制し、審査の段階では、品質、有効性及び安全性を確認しています。また、品質を確保するため、製造業や製造販売業における管理の状況、流通経路や表示についてもチェックしています。さらに、収集した副作用情報をもとに必要な情報提供を行うとともに、不良医薬品の取締り等による監視指導も行っています。



薬と健康の週間ポスター

血液製剤の製造に必要な献血血液を安定的に確保するために

我が国では、多くの方が、病気やけがの治療のために輸血用などの血液製剤を必要としています。この血液製剤は、自発的に無償で血液を提供いただく「献血」により作られています。

少子化により献血可能人口が減少する中で、輸血用などの血液製剤の製造に必要な献血血液を今後も安定的に確保することが重要です。このため、毎年度「献血推進計画」を策定し、献血への理解と協力を求めるとともに、将来の献血基盤となる若い世代の方に向けた献血の普及啓発活動を推進しています。



はたちの献血ポスター

薬物の乱用を防止し、適正な利用のための環境整備を図る

麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物の乱用は、本人のみならず、その家族や社会にとっても大きな問題となっています。

特に、大麻事犯全体の検挙人員は2021年まで8年連続で増加し、その後も依然として高水準であるとともに、30歳未満の若年者の大麻の乱用が増加しています。

薬物の乱用防止を推進するに当たっては、地方厚生局麻薬取締部等による取締りや規制だけでなく、薬物に関する正しい知識の周知・啓発により、社会が薬物を受け入れない環境をつくるのが非常に重要です。2023年8月に決定した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」等に基づき、関係省庁とも連携して、薬物乱用防止対策に取り組んでいます。



薬物乱用防止バナー広告

Hot Topics

電子処方箋の普及促進

2023年1月から、紙で行われている処方箋の運用を電子で実施する「電子処方箋」の運用が始まりました。

電子処方箋により、患者が過去に処方・調剤された薬の情報を医療機関・薬局を跨いでリアルタイムで確認できるようになり、また、重複投薬や併用禁忌のチェック等も可能になります。医療機関や薬局の間で、処方・調剤情報の共有やコミュニケーションが促進されることで、より質の高い医療サービスの提供につながります。



電子処方箋特設サイト

大麻取締法等の改正

2023年12月に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が国会で成立しました。

この改正により、既に海外で難治性でんがんの治療に用いられている大麻から製造された医薬品の使用を可能とする一方、若者などの大麻の乱用を防止するため、違法な「使用」が禁止され、罰則の対象となります。また、栽培は、成熟した茎と種子を採取する目的においてのみ認められていましたが、様々な産業の製品原材料とすること等の目的での栽培が可能となります。



乾燥大麻

大麻草

働く人の安心・安全を守り、多様な働き方を実現する

Our Mission

我が国には、約6,500万人の労働者がいます。働く人の立場に立って、安心・安全で、働きがいのある職場環境づくりを支援することで、働く人の生活を豊かにすることが労働基準局の使命です。少子高齢化による労働力人口の減少、技術革新など、労働を取り巻く環境が大きく変化し、働く人の「働き方」に関するニーズも多様化する中、それぞれが多様な働き方を選択でき、その意欲・能力を最大限に発揮できるよう、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に取り組みます。

部局の所掌分野

適正な労働条件の確保

労働時間や賃金などの労働条件に関する一定の基準を法律で定め、これらが守られるよう取り組んでいます。

労働契約のルール

労働契約に関する基本的なルールを法律で定め、不当な解雇・雇止め・労働条件の引き下げなどから労働者を保護しています。

賃上げに向けた支援

中小企業が賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上や業務改善を行う事業主への相談支援や助成金の支給などを行っています。

安心・安全な職場環境

安心して安全に働くことができる環境をつくるため、職場での事故や過労死の防止、労働者のメンタルヘルス不調の予防、病気の治療と仕事の両立支援などに取り組んでいます。

労災保険制度

仕事や通勤が原因で負傷した場合や病気になった場合、さらには命を落とした場合に必要となる補償を行っています。

働く人の労働条件を守る

賃金や労働時間などの労働条件は、労働基準法などの法令で一定の基準が定められています。こうした法令を企業が遵守するために重要な役割を担っているのが、都道府県労働局、労働基準監督署及びそこで働く労働基準監督官です。

労働基準監督官は、企業を訪問して、法令の趣旨や内容を事業主に御理解いただき、遵守していただくよう丁寧に説明し、労働基準関係法令違反に対しては速やかな改善を指導しています。さらに、重大又は悪質な事案については、刑事訴訟法に規定される司法警察員として捜査し、検察庁に送検するなどの対応を行っています。

労働基準局では、これらの取組が現場で適切に運用されるよう労働基準監督官などに指示を行い、適正な労働条件が守られ、働く人が安心して暮らせる社会を実現していきます。



労働基準監督官による監督指導

ゼロ災(労働災害ゼロ)の社会を目指して

職場での負傷などが原因で仕事を休まれる方は、年間13万人を超えており、また命を落とされる方は、近年減少傾向にあるものの、未だ年間700人以上となっています。

長時間労働などによる「過労死」や「メンタルヘルス不調」、有害な物質による「職業がん」など、働く現場の安全と健康に関する課題は現場の数だけあります。

また近年では、高齢化を背景として、小売業や社会福祉施設を中心に転倒災害や腰痛の発生件数が増加しているなど、新たな課題も浮上しています。

このような労働災害を防ぎ、働く人の安全と健康を守るため、高齢化、科学技術の進展などの就労環境の変化に対応した施策に取り組んでいます。

また、労働災害が生じたときは、働く人を迅速かつ公正に保護するために必要な労災保険給付を行います。



働く現場における機械の検査

病気を治療しながら働き続けられる社会へ

高齢化や近年の診断技術・治療方法の進歩により、病気を治療しながら仕事をされる方が一層増加することが見込まれます。こうした中で、病気を治療しながら働き続けられる社会を目指して、企業の意識改革や、企業と医療機関の連携の推進など、両立支援体制の整備やその周知に取り組んでいます。



治療と仕事の両立支援

Hot Topics

働き方改革の推進

2018年に働き方改革関連法が成立し、労働基準法に時間外労働の上限規制などの規定を設ける大改正が実現しました。2024年4月には、適用が猶予されていた建設業の労働者、自動車運転者、医師等にも上限規制が適用され、働き方改革関連法による制度改正がすべて施行されました。

また、近年では副業・兼業やテレワークといった多様で柔軟な働き方も広がっており、労働時間の管理や健康確保など、企業も労働者も安心して多様で柔軟な働き方を取り入れられる環境の整備を進める必要があります。

働き方改革は、こうした多様で柔軟な働き方を可能とし、ワーク・ライフ・バランスの実現だけでなく、企業の生産性の向上や将来の人材確保、ひいては日本の経済成長にもつながるものです。

そのため、多様で柔軟な働き方について一定のルールをわかりやすく示すガイドラインの策定や、相談窓口でのサポートや助成金による支援などを通じて長時間労働の削減や有給休暇の取得促進などに取り組んでいます。

なお、働き方改革関連法は検討の時期を迎えており、現在、現場の施行状況等を踏まえた見直しの要否等の検討を進めています。



働き方改革特設サイト

賃金の引上げに向けた取組

賃上げは、労働者への分配だけでなく、さらなる経済成長を生むものであり、労働政策のみならず物価上昇に対応する経済対策としても重要な課題であることから、政府全体で取り組んでいる課題です。労働基準局においても、賃金引上げに関するWebページ(賃金引き上げ特設ページ)を開設し、賃金引上げに関する企業の好取組事例、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策を掲載することや、こうした情報を労働基準監督署から企業へ提供すること等、企業における賃金引上げの機運醸成を図っています。

また、最低賃金については、公労使三者構成の最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指し、引上げに取り組んでいます。

最低賃金の引上げのためには、特に中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に取り組むことが重要であり、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成しています。



賃金引き上げリーフレット

職業安定局

Employment Security Bureau

すべての人の「働く」を支え、豊かな社会をつくる

Our Mission

雇用のセーフティネットとして、全国500箇所以上のハローワークを通じて、①全国ネットワークを活用した職業紹介、②失業時の所得保障を行う雇用保険制度、③「働き方改革」に向けた雇用対策を一体的に実施することで、働く方一人ひとりが自分の未来を自ら創っていくことのできる、意欲ある方々に多様なチャンスを生み出す社会を実現します。

部局の所掌分野

全国規模の職業紹介

ハローワークにおいて、求職者と求人者双方に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等を行うことにより、そのマッチングを図っています。



職業相談の様子

雇用保険制度の運営

生活・雇用の安定と就職促進のため、失業された方や育児・介護休業を取得された方、教育訓練を受けられる方等に失業等給付等を支給しています。

雇用対策の企画立案

完全失業率、有効求人倍率等の雇用指標の動向を分析し、効果的かつ機動的に雇用対策を企画立案・実施しています。

多様な人材の活躍促進

高齢者や障害のある方など、就労にあたって何らかの困難がある方を支援するとともに、外国人材を受け入れる環境を整備することで、多様な人材の活躍を促進しています。

労働市場のルールづくり

民間企業等の力を活かしつつ、求職者と求人者のマッチングを適切・円滑に進めるため、労働者派遣、職業紹介に関するルールづくりを行っています。

人と職場を円滑につなぐ

仕事をなくした方への速やかな再就職に向けた支援が重要である一方で、長期的には、我が国は人口減少に伴い労働力不足に直面しています。多様な人材の活躍推進を図るとともに、企業と求職者をつなぐ、きめ細かなマッチングを行っていくことが重要です。

ハローワークでは、求職者へのキャリアコンサルティング等きめ細かな就職支援、企業の人材確保のための助言・指導などを実施しています。

例えば、全国の主要なハローワークに設置されている「人材確保対策コーナー」では、医療・介護等の人材不足分野の企業や当該分野に就職を希望する求職者に対するマッチング支援を行っています。

成長分野への労働移動の円滑化に向けて

持続的に賃金が上がる仕組みを作るために、政府は「三位一体の労働市場改革」を推進しています。その改革の大きな柱の一つとして位置付けられている施策が「成長分野への労働移動の円滑化」です。

持続的な賃金上昇に向け、労働生産性を向上させるとともに、労働者一人ひとりが思い描くキャリアを築ける社会を実現するには、労働者がより活躍できる場に、円滑に移動できる環境を整備することが重要です。

今後は、希望する労働者が、主体的に賃金上昇が期待できる成長分野の企業・産業に安心して労働移動できるよう、雇用のセーフティネットの再整備、副業・兼業の促進、様々な職業や業務内容などを検索できるjob tag（職業情報提供サイト）等の整備を通じた労働市場の「見える化」推進など、一体的な労働市場改革を進めていきます。



job tag (職業情報提供サイト)

障害者雇用の質の向上に向けて

障害のある方が活躍できる職場づくりは、誰もが働きやすい職場の実現につながります。

ハローワークでは、就職を希望する障害のある方や、企業に対して、福祉施設等の関係機関と連携して、就職の準備段階から職場定着まで一貫した支援を行っています。今後、一定割合以上の障害者の雇用を義務付ける障害者雇用率の引上げも予定されており、引き続き、障害のある方の希望や特性、能力に応じた働き方の実現を支援していきます。



障害者雇用支援月間のポスター

Hot Topics

雇用保険制度の見直し

雇用保険制度は、雇用のセーフティネットとして、社会経済情勢の変化に応じて累次に見直されてきました。女性や高齢者等の多様な人材の労働参加が進み、働くことへの価値観などが多様化している今、制度の見直しに取り組んでいます。

- **多様な働き方を支えるセーフティネット**
働き方が多様化する中、雇用保険の適用対象となる労働者の範囲を週所定労働時間が10時間以上の労働者にまで拡大することを検討しています。これにより、より多くの労働者が、失業した場合などに給付を受けることができるようになります。
- **「共働き・子育て」の時代へ**
少子化が進展する中で、男女ともに働きながら育児を担うことができる環境の整備に向けて、特に男性の育児休業の取得促進などの取組が重要です。そうした観点から、両親ともに育児休業を取得した場合に、一定期間手取りのほぼ100%を給付する制度や、子育てのために時短勤務をした場合の給付制度の創設を検討しています。
- **「学び直し」の支援**
労働者が主体的に学び直しに取り組み、自らキャリアを形成することの重要性が高まっており、政府もその支援を拡充しています。そのため、訓練講座の受講費を一部支援する「教育訓練給付制度」の拡充や、訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度の創設を検討しています。

雇用環境・均等局

Employment Environment and Equal Employment Bureau

誰もが活躍できる 多様な雇用環境をつくる

Our Mission

働く人も働き方も多様化が進んでいます。誰もが活躍できる職場環境の整備、パートタイムなどの非正規雇用で働く人の処遇改善、仕事と子育てや介護との両立、テレワークやフリーランスなどの柔軟な働き方の推進、豊かで安定した勤労者生活の実現に向けた取組など、誰もが活躍できる多様な雇用環境の推進に取り組んでいます。

部局の所掌分野

誰もが活躍できる職場環境の整備

男女の均等取扱いや女性の活躍の推進、職場でのハラスメント防止対策等を通じて、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりを推進しています。

非正規雇用労働者の処遇改善

パートタイムなどの非正規雇用で働く人の処遇改善や、正社員として働くことを希望する人の正社員化に向けた支援に取り組んでいます。

仕事と育児・介護の両立支援

育児・介護休業の取得促進等を通じて、仕事と子育てや介護との両立がしやすい環境づくりに取り組んでいます。

多様で柔軟な働き方の推進

時間や場所を有効に活用できるテレワークの定着促進や、フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた取組を進めています。

豊かで安定した勤労者生活の実現

中小企業の退職金の充実、勤労者の財産形成促進など勤労者の福利厚生の充実、労働者協同組合の活用促進により、豊かで安定した勤労者生活の実現を図っています。

「共働き・子育て」を推進して 希望する働き方へ

男性の育児休業の取得率は年々増加していますが、それでもまだ、女性との差は大きく、育児・家事の負担が女性に偏っています。一方で、男性の中にも育児に積極的に関わりたいというニーズが見られます。

男女とも仕事と育児が両立しやすく、安心して働き続けられる環境を整備するため、育児休業等の両立支援制度の利用促進に向けて、企業への普及啓発・支援等を行っています。また、現在、仕事と育児との両立の在り方やキャリア形成への希望に応じた、柔軟な働き方を選びやすくするための新たな制度の整備を進めています。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度である「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」の普及促進を図っています。



▲ 男性の育児休業取得促進ミニリーフレット

女性の活躍を推進する

我が国の女性の就業者は大幅に増加していますが、女性の管理職比率などは諸外国と比べてまだ低い水準となっています。

女性が活躍しやすい職場環境の整備のために、2022年4月から、労働者が101人以上の企業には、女性活躍に関する行動計画の策定や情報公表等の義務が課されています。また、同年7月からは、労働者が301人以上の



▲ 女性の活躍推進企業データベース

企業において、男女の賃金の差異の情報公表が義務付けられました。こうした男女の賃金の差異等の情報は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」等で公表されています。

加えて、女性活躍推進法に基づく認定制度である「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」の普及促進を図っています。

同一労働同一賃金の推進

非正規雇用労働者は、現在、全労働者の約4割を占めています。非正規雇用には、正規雇用と比べて、賃金が低い、能力開発機会が乏しいといった課題があります。

政府が推進している「働き方改革」の大きな柱の一つに位置付けられている施策が「同一労働同一賃金」の実現です。パートタイム・有期雇用労働法等に基づいて、非正規雇用で働く人と正規雇用で働く人との不合理な待遇差を禁止し、非正規雇用で働く人の処遇改善を目指しています。

また、正社員として働くことを希望する人について、正社員への転換を行った事業主に対する助成金の支給等による支援を行っています。

Hot Topics

ハラスメントのない職場へ

誰もが働きやすい職場環境を実現するためには、ハラスメント（パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等）の根絶が重要です。

2020年から、労働施策総合推進法等により、職場におけるパワーハラスメントの防止対策を講ずることが、新たに事業主の義務となりました。

また、現在、カスタマーハラスメントや就活ハラスメントなど、職場における新たなハラスメントの問題も顕在化しており、こうした課題への対策も進めています。



▲ NOハラスメントポスター

多様で柔軟な働き方ができる社会に向けて

現在、テレワークやフリーランスといった多様で柔軟な働き方が拡大しています。

こうした中で、厚生労働省では、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）についてワンストップで相談できる窓口の設置や、企業がテレワークを実施する際に留意すべき点等を明らかにしたガイドラインの周知等を通じて、事業者が適正な労務管理を行い、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークの定着・促進を行っています。

また、フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、発注事業者に対し、報酬支払期日の設定やハラスメント対策等の義務を課した新法（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が、2023年4月に成立しました。現在、その施行に向けた準備を進めています。



▲ テレワーク月間ポスター

社会・援護局

Social Welfare and War Victims' Relief Bureau

部局の所掌分野

地域福祉の推進

様々な生活課題に対応するため、制度の縦割りや「支え手」「受け手」の関係を超越して、一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域での包括的な支援体制の整備を進めています。また、官民一体となって自殺対策に取り組むとともに、困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進に取り組んでいます。



赤い羽根共同募金の実施

生活に困窮する方への支援

生活保護制度により、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。生活保護に至る前の段階で生活に困窮している方には、生活困窮者自立支援制度により、仕事や家計、住まいなどの生活全体に対する支援を行っています。

社会福祉の基盤整備

福祉サービスの提供を担う「社会福祉法人」の経営組織のガバナンス強化や相互の業務連携の推進、外国人を含めた福祉・介護人材の確保・養成を通じて、今後の社会を担う福祉サービスの提供体制を確保します。

障害者施策の充実

障害のある方が自らの望む地域生活を営むことができる社会の実現を目指し、生活介護等の障害福祉サービスの充実や精神保健医療福祉体制の整備等を行っています。

戦没者遺族等に対する援護施策の推進

全国戦没者追悼式や戦没者の遺骨収集・慰霊巡拝等の実施、戦没者のご遺族や戦傷病者に対する年金等の支給、中国残留邦人等に対する支援等に取り組んでいます。

社会福祉の基盤を構築し、地域共生社会を実現する

Our Mission

社会福祉法人制度の整備や福祉人材の確保など、社会福祉の基盤を整えるとともに、生活に困窮する方への支援、自殺対策、困難な問題を抱える女性への支援など地域共生社会の実現に向け、社会福祉の増進に取り組んでいます。また、障害者が自ら選択した場所に居住し、地域で生活し、社会参加するために必要な障害福祉サービスの提供や、精神障害者の保健医療等を推進しています。加えて、全国戦没者追悼式の実施や戦没者の遺骨収集事業をはじめとした戦没者の慰霊、ご遺族等への援護等も行っています。

誰ひとり取り残さない地域社会の構築に向けて

人口減少や家族・地域社会の変容が進む中で、地域社会とのつながりが失われたことによる孤独・孤立や8050問題など、地域住民の抱える課題が複雑化・複合化しています。このため、いわゆるひきこもり状態にある方への支援の充実や、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援策の充実、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度による重層的なセーフティネットの構築など、市町村における包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。



成年後見制度利用促進ポータルサイト開設に伴い誕生したマスコット「後犬(こうけん)ちゃん」

また、属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」などの推進を通じて、各自治体における取組を支援し、地域共生社会の実現を目指しています。

障害者が希望する地域生活を実現

障害の有無に関わらず、本人が希望する生き方ができるように、障害者支援施策の充実を図っています。2023年度末にかけては、障害福祉分野での人材確保措置の拡充、障害者の希望に応じた地域生活の実現、持続可能で質の高いサービスを実現するための措置等を行うため、障害福祉サービスを提供する事業者に支払う報酬の改定を行いました。

また、障害者の社会参加の機会を確保するため、障害者の文化・芸術活動の支援や、意思疎通支援、リハビリ支援等も行っています。

さらに、精神疾患の方が自分らしく地域で暮らせるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しているほか、アルコールや薬物等の依存症の対策も推進しています。

全国戦没者追悼式や遺骨収集等の実施

先の大戦では約310万人の方が亡くなりました。そのうち海外（沖縄及び硫黄島を含む）における戦没者は約240万人に及びます。

今、私たちが享受している平和と繁栄が、尊い犠牲の上に築かれたものであることを忘れてはなりません。政府として、毎年8月15日には、戦没者を追悼し、平和を祈念するため、天皇皇后両陛下ご臨席の下、日本武道館にて全国戦没者追悼式を行っています。

そして、戦没者の遺骨収集は国の責務です。未だ帰還を果たされていない多くのご遺骨が一日も早くふるさとへ戻れるよう力を尽くし、ご遺族へ早期にご遺骨をお返しできるよう、鑑定体制の充実に取り組んでいます。

また、戦没者遺族等への年金の支給等のご遺族への援護も実施しています。



全国戦没者追悼式(2023年8月)

Hot Topics

生活困窮者等への支援強化

生活が苦しい状況に置かれている方や、住まいにお困りの単身高齢者の方などに対する支援体制を強化するため、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の見直しを進めています。

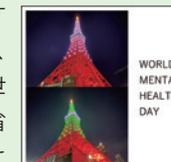
具体的には、相談支援・住まい支援・就労支援・家計改善支援の強化や子どもの貧困への対応策の整備などを通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進に取り組んでいるところです。



住まい支援の現場で支援者と意見交換を行う武見厚生労働大臣

世界メンタルヘルスデー

毎年10月10日は、メンタルヘルスに関する世間の意識や関心を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的とした「世界メンタルヘルスデー」です。厚生労働省では、関係団体や企業等と協力し、この日にあわせて様々なイベントを行っています。



「世界メンタルヘルスデー2023」

2023年は、多くの若者がこの問題を身近に感じられるよう、10代・20代向けトークイベント、若手有名YouTuber 9組とコラボレーションした映像の発信、毎年恒例の東京タワーをシルバーに彩るイベント等が行われました。

いくつになっても 地域で自分らしい 暮らしができる社会へ

Our Mission

我が国は、2025年には、いわゆる「団塊の世代」の全ての方が75歳以上となり、認知症の方も約700万人に達すると推計されています。また、2040年に向けては、生産年齢人口が減少する一方、85歳以上の高齢者が急増し、介護ニーズがますます増大することが見込まれています。介護が必要な方やその家族を支え、いくつになっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる社会を目指して、介護保険制度をはじめとする高齢者福祉・介護施策を、各地域で行われている地域づくりの取組と連携しながら推進しています。

部局の所掌分野

介護保険制度の運営

介護が必要な方に、それぞれのニーズに応じて、施設サービスや在宅サービスなど、多様な介護サービスを提供する公的保険制度を運営しています。

介護報酬の決定

介護サービスを提供する対価として事業者が受け取る介護報酬の「価格」を決め、質の高いサービスを安定的に提供するための体制づくりを進めています。

地域包括ケアシステムの推進

介護が必要となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域づくりを進めています。

認知症施策の推進

認知症の方を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現に向け、総合的な認知症施策を推進しています。

いきいきと働くことができる 介護現場に向けて

高齢化に伴い、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口の急減が見込まれる中、介護人材の確保は喫緊の課題です。介護職員の処遇改善などの取組とあわせて、介護現場の生産性の向上を通じて職場環境の改善やサービスの質の向上を図ることが、介護人材の定着・確保においては重要です。

介護分野における生産性の向上に向けて、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入・活用等の支援や、各都道府県における相談窓口の設置のほか、技術開発に向けた支援を進めてお



り、こうした取組は、政府が進めるデジタル行財政改革においても重点分野として位置付けられています。

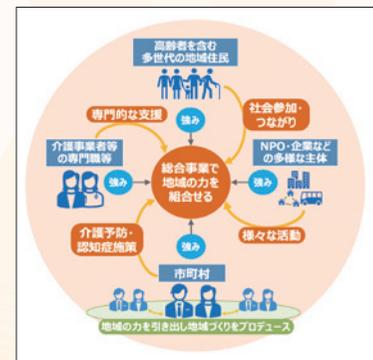


介護現場におけるテクノロジーの活用例（各ベッドに設置した見守りセンサーにより、睡眠状況等がモニターに表示される）

高齢者の尊厳と自立した 日常生活を地域で支えていくために

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるといった視点に立ち、地域をデザインしていくこと（地域づくり）が必要です。

市町村での地域づくりの取組を推進するため、その手段



地域づくりのイメージ

の一つである介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方やポイントを示したハンドブック等の策定、同事業の実施方針を市町村が検討するに当たって参考となる運営・報酬モデルの提示、地域づくりに課題を抱える市町村への厚生労働省職員の派遣事業等を行っています。

支え合いながら共に生きる社会を目指して

認知症の方が尊厳と希望を持って暮らすことのできる社会である共生社会の実現を目的とし、2024年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

共生社会の実現に向けて、「みんなで」「本人とともに」「本人もその家族等も自分らしくいられるよう」「地域でつながる」という基本的な考え方を共有しつつ、認知症の人もそうでない人も共に生きる社会を目指し、認知症施策を推進していきます。

具体的な施策として、認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」や認知症基本法の理解促進、認知症の本人の姿と声を通じて「新しい認知症観」を伝えていくための取組を進めているほか、認知症施策に関する国際連携にも取り組んでいます。

地域づくり支援
ハンドブック



G7長崎保健大臣会合開催記念
認知症シンポジウム

Hot Topics

介護職員の処遇改善に向けて

介護職員の処遇改善に向けた累次の取組により、介護職員と全産業平均との賃金差は縮小してきましたが、昨今の他産業における高水準の賃上げ等を受け、介護分野からの人材流出が課題となっています。

人材確保に向けて、令和5年度補正予算及び令和6年度介護報酬改定において、介護職員の更なる賃上げを行うための措置を実施しました。

「ねんりんピック」の開催

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、年に一度の高齢者を中心としたスポーツと文化の祭典で、2023年度は愛媛県で開催されました。全国から50万人以上が参加し、スポーツ交流や文化交流などを通じて、参加者のいきいきとした姿や幅広い世代間の交流が随所で見られました。

元気あふれる社会づくりに向けて、ねんりんピックを契機に、高齢者をはじめとする幅広い世代に健康への関心を持ってもらえるような大会づくりに取り組んでいます。



2023年度えひめ大会の
マスコット「みきゃんトリオ」



総合開会式の様子（2023年度えひめ大会）

保険局

Health Insurance Bureau

世界に誇れる 国民皆保険を 未来へ切り開く

Our Mission

日本では、「国民皆保険」の理念の下、誰もが、いつでも、必要な医療を受けることができます。半世紀以上前の1961年、日本は国民皆保険を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきました。しかしながら現在、人口構造の急速な変化が起こる中、医療ニーズと費用負担とのバランスの確保をはじめとする諸課題に直面しています。こうした課題に対し、最新のデジタル技術も活用しながら、世界に冠たる国民皆保険を将来世代に受け継いでいくことが、保険局の使命です。

部局の所掌分野

医療保険制度の運営

病気やけががあったとき、誰もが、一定の自己負担で必要な医療を受けられるよう、制度の運営や、制度改革の企画立案を行っています。

診療報酬制度

医療機関等が提供するサービスの対価である「診療報酬」の価格を、医療提供体制改革や社会情勢の変化を踏まえ、決定しています。

医療のデジタル改革

医療の質の向上のため、医療DXの基盤整備や、医療のビッグデータ（ナショナルデータベース）の民間利活用の促進に取り組んでいます。

医療費適正化対策の推進

医療費の伸びが過大とならないよう、住民の健康増進や医療資源の効果的・効率的な活用など、医療費適正化対策に関する企画立案を行っています。

医療保険制度に関する統計調査・分析

レセプト（診療報酬請求明細書）データなどを保険者から集め、厚生労働省が管理している「ナショナルデータベース」を活用し、医療費の動向把握・分析や、制度改革に関する財政試算などを行っています。

全世代型の持続可能な医療保険制度の構築

日本は、国民全員が医療保険制度に加入しており、誰もが、一定の負担で、医療を受けることができます。これにより、全ての方が病気やけがといったリスクに備えることができ、生活の安定につながっています。こうしたことが当たり前ではない国も多い中、日本は、「国民皆保険」の理念の下、半世紀以上、制度を運営してきました。

現在、医療費総額は45兆円を超え、また、高齢者人口は2040年頃をピークに増加し続ける一方で現役世代は急減していくなど、制度を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う、全世代型の持続可能な医療保険制度の構築に向けて取り組んでいます。

診療報酬改定

「診療報酬」とは、医療機関や薬局が提供する保健医療サービスの対価として受け取る報酬であり、全国一律で価格を設定しています。診療報酬は、基本的に2年に1度、今求められている医療サービスの質や量について議論した上で、改定を行います。すなわち、今後の医療の方向性を決めるものと言えます。

令和6年度改定は、6年に1度の「診療報酬」、「介護報酬」、「障害福祉サービス等報酬」の同時改定が行われる節目の年であり、人材確保・働き方改革や、地域包括ケアシステムの推進、医療機能の分化・強化・連携、安心・安全で質の高い医療の推進、医療保険制度の安定性・持続可能性の向上など、様々な課題への対応を行っています。



診療報酬の改定案を手交
(中央社会保険医療協議会)

マイナ保険証の推進

デジタル技術を活用することにより、過去の健康・医療データに基づいてより適切な医療を受けることが可能となりました。マイナ保険証の利用により、患者側では、より良い医療を受けていただくことができるようになり、同時に、医療機関や薬局にとっても、事務コストの削減等の業務効率化につながっていきます。マイナ保険証は我が国の医療DXを進める上で基盤となる仕組みであり、すでに日本全国の9割以上の医療機関・薬局で利用できるようになっています。また今後、リアルタイムでの薬剤情報の連携が可能となる電子処方箋や電子カルテ情報の共有など、その活用はますます増えていきます。

医療DXのパスポートであるマイナ保険証の利点をより多くの国民の皆様実感いただけるよう、その利用促進・普及に取り組んでいます。



Hot Topics

革新的な医薬品等のイノベーションの推進

令和6年度薬価制度改革において、我が国の創薬力強化とともに、患者の方に必要な新薬を迅速に届けられるよう、ドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスの解消を目指し、革新的新薬のイノベーションの適切な評価の推進などの対応を行っています。

出産費用の見える化

妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に分娩施設を選択できるよう、2024年春を目途に分娩施設の特色や出産費用等をウェブサイトで公表します。

また、こうした取組を行った上で、2026年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進めます。

年金局

Pension Bureau

人生の様々なリスクに
備えた「国民皆年金」を
支え、守る

Our Mission

年金は老後生活の基本を支える制度です。安心で信頼できる年金制度を将来にわたって引き継いでいくため、働き方の多様化、高齢期の長期化などの社会・経済の変化に対応した制度の見直しや、日本年金機構と連携した年金制度の適切な運営に取り組んでいます。

部局の所掌分野

公的年金

公的年金は、現役世代が支払った保険料をその時点の高齢者の年金給付に充てる「世代間の支え合い」の仕組みです。また、病気やけがで一定の障害を負った場合や、家計の支え手が亡くなった場合には、ご本人やご遺族に年金が支給されます。

私的年金（企業年金・個人年金）

私的年金は、公的年金と組み合わせ、多様なニーズに対応し、より豊かな老後生活を送ることを支援する仕組みです。代表的なものには、個人型確定拠出年金（iDeCo）、企業型確定拠出年金（企業型DC）や確定給付企業年金（DB）があります。

年金積立金の運用

約208兆円（2023年3月末現在）の年金積立金は将来の年金給付の大切な財源となります。この年金積立金の運用は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）において、専ら被保険者の利益のため、長期的に利益を確保する観点から安全かつ効率的に行われています。

社会保障協定

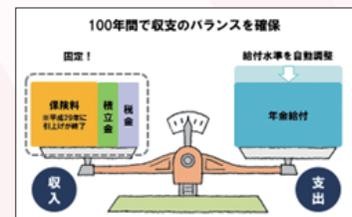
グローバル化が進行する中、海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人が増加しています。日本と外国の年金制度等の保険料の二重払いを防ぐとともに、将来の年金受給資格を確保することなどを目的として、社会保障協定の締結を進めています。

公的年金の運営

国民から信頼される公的年金制度の運営のために、保険適用、保険料の徴収、記録の管理、年金の給付等の年金実務を日本年金機構とともに進めています。

「持続可能性」と「給付の十分性」の両立

公的年金は、国民の老後生活の基本を支える保険（支え合い）の仕組みです。厚生労働省では、急速に少子高齢化が進む中で、制度の「持続可能性」を向上させつつ、一定の給付水準を確保するという難しい課題に取り組んでいます。平成16年には、将来、現役世代の保険料負担が過重なものになることが見込まれたことから、年金制度の持続可能性を確保し、将来の年金水準を維持するための改革を行い、保険料を段階的に引き上げつつ、平成29年に上限を固定した上で、その財源の範囲内で給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」という仕組みを導入しました。現在は、この仕組みのもとで、給付水準をいかに確保していくかという課題に取り組んでいます。



年金財政の仕組み(天秤)

信頼される公的年金制度の運営

日本年金機構と連携し、保険適用、保険料徴収、年金記録の管理、年金給付、各種相談等の業務を正確、確実かつ迅速に行うよう取り組んでいます。さらに、国民の皆様の利便性を向上すべく、老齢年金の請求の電子申請を可能としたり、保険料をスマートフォンから支払可能としたりするなどサービスのオンライン化を推進しています。また、年金制度への加入状況、保険料の納付状況などの年金記録の確認、将来の年金見込額の試算等がオンラインでいつでもできる「ねんきんネット」の普及推進等を通じて、国民に信頼される公的年金制度の運営に取り組んでいます。

多様な老後のニーズに応える

公的年金に上乗せして、老後の生活を支える制度として私的年金（企業年金・個人年金）があります。これまで、多様化する老後のニーズに対応するよう、制度の改正を行ってきましたが、iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額と受給開始年齢の上限引上げについての検討など、今後の制度改正に向けた検討も行っています。

私的年金は、掛金や運用益に税制優遇があるため、老後だけでなく現役時代もメリットを享受できる制度です。また、iDeCoなどの確定拠出年金制度では、個人が資金を積み立てて運用し、老後への備えを形成することができます。制度の認知度向上や手順の煩雑さの解消を進め、幅広く活用いただけるように、また、老後に向けた資産形成の更なる環境整備を行うため、引き続き改革に取り組んでいきます。



iDeCo普及推進キャラクター「イデコちゃん」

Hot Topics

社会保障協定の締結

国際的な人的交流が活発化している中で、社会保障協定は、自国と相手国の公的年金制度等に対して二重に保険料を支払うことを防ぐとともに、両国の年金制度への加入期間を通算して将来の年金受給資格を確保しやすくすることを主な目的としています。

今春には日本にとって23か国目となるイタリアとの協定が発効しました。このほかトルコやポーランド、ベトナムなど複数の国と交渉を進めており、引き続き協定締結国の一層の拡大に向けて取り組んでいきます。



トルコとの政府間交渉の様子

年金の「見える化」

2022年4月から、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できる「公的年金シミュレーター」の運用を開始しています。

2023年7月には、民間事業者が運営するサービスとの連携を進展させるため、「公的年金シミュレーター」のプログラムの公開も開始しました。今後、民間事業者が運営するアプリ等で、簡便に自身の保有する金融資産や将来の年金受給見込み額を参照できるITサービスが開発されることが期待されます。



公的年金シミュレーターのアプリ画面のイメージ

人材開発 統括官

Director-General for
Human Resources
Development

一人ひとりが 自らの希望に応じて キャリアを築ける社会へ

Our Mission

DXの進展など企業・労働者を取り巻く環境が急速かつ広範に変化する
とともに、人生100年時代や少子高齢化を背景とした職業人生の長期化
も進む中で、誰もが生涯を通じて必要な能力を身に付け、希望に応じた
キャリアを築いていくことが重要となっています。人材開発統括官では、
労働者やこれから働こうとする若者、再就職を目指す方などに対する仕
事に必要なスキルの習得・向上の支援や、従業員の人材育成に取り組む
企業への支援を行うほか、スキルを適正に評価・証明できる基盤の整備
等にも取り組んでいます。

部局の所掌分野

公的職業訓練の実施

再就職を目指す方、また若者や障害のある
方などが、仕事に必要な知識やスキルを身
に付けられる職業訓練を全国で実施してい
ます。

キャリア形成の支援

キャリアコンサルティングの推進や、受講し
た講座の費用を助成する教育訓練給付等
により、労働者の主体的なキャリア形成を支
援しています。

企業の人材育成の支援

企業が社員に対して実施した訓練の経費や
訓練期間中の賃金の一部等の助成により、
企業の人材育成を支援しています。

職業能力の評価と振興

仕事に必要な知識やスキルを測る技能検定
制度を整備するとともに、全国の選手が技を
競う技能競技大会や各種表彰を実施してい
ます。

技能実習制度を通じた人材育成

技能実習制度の適正な運用を通じて、海外
から受け入れた労働者の人材育成を進めて
います。



縫製技術を学ぶ技能実習生

公的職業訓練等で再就職や スキルアップを支援

全国の職業訓練機関を通じて、再就職を目指す方、働
こうとする若者や障害のある方が必要な知識とスキルを
身に付け、希望に応じた仕事に就けるように、多様な職業
訓練（製造や建設等のものづくり分野、介護等のサービ
ス分野など）を実施しています。近年は、社会全体で急務と
なっているデジタル人材の育成に特に力を入れているほ
か、非正規雇用労働者の正社員就職や、子育て中の女性
の再就職を支援するための訓練コースの拡充を進めて
います。こうした訓練コースは、公的職業訓練の場合は無
料（テキスト代等を除く）で受けることができます。

また、一定のスキルを持つ方がより高度な専門的知識
の習得やスキルの向上を図るための訓練の実施や、人材
育成に取り組む企業への支援、労働者の自主的な教育訓
練の受講への支援やキャリア開発のインフラ整備に一体
的に取り組むことで、労働者の一層のスキルアップや生
産性の向上を目指しています。



生産ロボットシステムコース



公的職業訓練の
イメージキャラクター
「ハロトレくん」

職業能力の「見える化」の 促進と技能の振興

仕事に必要な知識やスキルの習得・向上を推進し、ま
たこうしたスキル等を有する方の求人・求職を円滑化す
るためにも、能力を測
る物差しとなる評価の
仕組みが重要となりま
す。技能検定はこうした
仕組みの一つであり、
ものづくり分野やサー



第61回技能五輪全国大会の様子(美容)

ビス業関係など131の職種で、令和4年度には約87万名の学生や労働者が試験に臨んで
います。

また、若者が技の日本一を競う技能五輪全国大会の開催や、世界一を競う技能五輪国
際大会（2028年大会については、日本・愛知への招致に立候補しています）への参加支
援、その道で第一人者と目される技能者等を表彰する「卓越した技能者の表彰（現代の
名工）」制度などの各種表彰により、技能水準の一層の向上のみならず、技能を尊重する
気運の醸成、ひいては次代を担う若者の育成に取り組んでいます。



令和5年度卓越した技能者の表彰式

若者や就職氷河期世代の方の安定した雇用等を支援

若者が安定した仕事に就き、その能力を発揮できるように、「新卒応援ハローワーク」や「わかものハローワーク」等
を通じて、担当者制によるきめ細かな就職支援を行っています。若者の適職選択に役立つよう、職場情報の提供や、若者の
採用・育成に積極的な中小企業を認定する仕組みも設けています。

また、いわゆるニート状態にある方の職業的自立を支援するため、「地域
若者サポートステーション」を通じた相談等の支援を進めています。

就職氷河期世代の方に対しては、社会全体で支援する気運づくりを進め
るとともに、一人ひとりの状況に応じ、働くことや社会参加への支援に取り組
んでいます。



わかものハローワークの風景



若者の採用・育成に
積極的に取り組んで
いる中小企業に対
する国の認定マーク

Hot Topics

リ・スキリングによる能力向上支援

「リ・スキリング」という言葉がよく聞かれるようになりました。産業構造の
変化等に伴い、労働者の主体的な学び・学び直しや、企業の人的資本投資
への関心が高まっています。こうした気運を更に高め、労働者や企業の取組
を後押しするため、両者が協働して取り組むことの重要性や、取り組む際
のポイント、活用できる多様な公的支援等を、労使参画の下でガイドラインと
してまとめるとともに、特設サイト等を通じ、周知活用を図っています。



ガイドラインロゴ



企業事例も紹介する特設サイト

技能実習制度の見直し

技能実習制度では、人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている一方、一部で人権侵害や法
違反が指摘されてきました。

このため、有識者会議では、我が国が外国人材に選ばれるよう、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とすることと
されました。これも踏まえ、具体的な制度の在り方について検討を進めています。

政策統括官

(総合政策担当)

Director-General for
Policy Planning,
Coordination and
Evaluation

厚生労働行政の 司令塔を担う

Our Mission

政策統括官(総合政策担当)は、厚生労働省の社会保障政策・労働政策をまとめる司令塔として、少子高齢化に伴う人口減少や構造的な人手不足、日本的雇用慣行の変容といった、まさに「歴史的な転換点」である社会経済の状況を踏まえ、目指すべき社会の将来像を描きます。そして、省内の各部局と連携し、それを実現することが私たちのミッションです。

「歴史的な転換点」における 目指すべき社会の姿を描く

●全世代型社会保障の構築

本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎える歴史的転換期の中で、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿とは何かが問われています。

少子化トレンドを反転させるため、2023年末には「こども未来戦略」及び「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」が閣議決定され、こども・子育て政策の抜本的強化に向けた方針を示すとともに、全世代型社会保障を構築する観点から、医療・介護、年金、福祉、雇用などの幅広い分野において、時間軸に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させました。

厚生労働省は、これから生まれる将来世代も含め、全ての世代にとって安心できる持続可能な社会保障制度を構築するため、政府の議論をリードし、必要な取組を進めていきます。

政策統括官(総合政策担当)は、厚生労働省のヘッドクォーターとして、こうした社会保障・労働政策のプランニングやマネジメントを通じて、政府の重要な政策決定の舵取りを担っています。

●新しい資本主義の実現

目下、目玉政策の一つが「新しい資本主義の実現」です。人口減少下の構造的な人手不足の中においても、我が国の経済を成長させ、その成果を適切に社会に分配し、更なる需要喚起や次なる成長へ結びつける「成長と分配の好循環」を実現するために、持続的な賃金の引上げ等に取り組む必要があります。

厚生労働省は、労使団体等と意見交換を重ねながら、企業の賃上げ・生産性向上に向けた支援や、非正規雇用労働者の待遇改善、リ・スキリング支援等の労働市場改革を通して、社会経済の活性化に向けた取組をリードしています。

その中で政策統括官(総合政策担当)は、省内の施策を総動員して社会的課題を克服すべく、社会の動向やその背景を分析し、俯瞰的な視点から今後の政策のグランドデザインを描いています。



▲「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について説明する岸田総理(首相官邸HPより)

社会・経済の実態把握と パブリック・リレーションズ

●厚生労働白書

昭和31年に発刊された最初の厚生白書には次の一文が記されています。

「ゆりかごから墓場まで」という、国民生活のすべてにふれる行政の実態を、ありのまま国民に報告することによって、国民の理解に資せんと志したものである」

平成13年に厚生労働白書となって以降、医療、福祉、公衆衛生、雇用など国民生活に密着した幅広い分野をカバーしています。

令和5年には、「つながり・支え合いのある地域共生社会」をテーマに、ポストコロナの時代に対応した、新たな「つながり・支え合い」の形を提示しています。



▲令和5年版厚生労働白書

●労働経済の分析

「労働経済の分析」は、一般経済や雇用、労働時間などの現状や課題について、統計データを活用して分析する厚生労働省の報告書です。

「労働経済の分析」の歴史は長く、昭和24年の「戦後労働経済の分析」に端を発しています。

労働経済の状況等を国民の皆様にお伝えするため、毎年、それぞれテーマを決めて計量的な分析等を行っています。

令和5年には、74回目の公表を迎え、「賃上げ」をテーマとした分析を行いました。



▲令和5年版労働経済の分析

次世代へのプロモーション活動

●社会保障教育

～次世代の主役となる子どもたちのために～

子どもたちを含む誰もが、自分事として社会保障の役割を理解し、必要な制度を活用できるようにすることも、厚生労働省の重要な責務です。そのため、高校向けの教材を作成・配布するなど、教育を通じた社会保障に関する啓発に取り組んでいます。



▲これってあり?～まんが知って役立つ労働法Q&A～

Hot Topics

デジタル行財政改革への対応

DXという言葉に耳にする機会が増えていませんか?デジタル技術を最大限活用して、公共サービスも便利にし、社会変革を実現していくために、総理大臣を議長とするデジタル行財政改革会議が2023年10月に始動しました。

厚生労働省としても、人手不足の中、サービスの質の維持・向上のために、デジタル技術を活用して、例えば、介護分野の生産性の向上やオンライン診療に関する制度の整備等に取り組んでいます。

こうした取組を効果的に進めるために、医療・介護等の現場の方々や関係省庁等と議論を重ね、関係者の理解や協力を得ながら、現実的で実効性を高める方法を検討しています。



▲「第1回デジタル行財政改革会議」(首相官邸HPより)

政策統括官

(統計・情報システム管理、
労使関係担当)

Director-General for Statistics,
Information System Management
and Industrial Relations

部局の所掌分野

統計調査

厚生労働分野の政策立案に必要な、人口動態や世帯・雇用・医療等の国民生活に深く関わる統計の整備・調査に取り組んでいます。

サイバーセキュリティ・ 情報システム管理

厚生労働行政における情報セキュリティの確保や情報システムの整備を通して、安全かつ効率的な職場環境の維持、改善を行っています。

労使関係

安定した労使関係は、経済社会の発展の基礎となるものであり、労使と政府の間での対話促進等に取り組んでいます。

Hot Topics

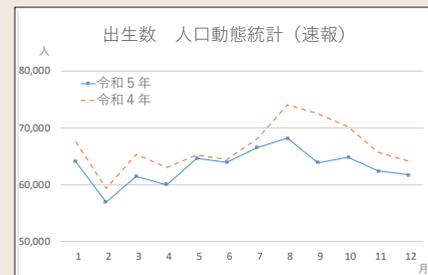
統計から分かる出生数の推移

人口動態統計は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各事象について、市区町村において各種届出書等から作成された人口動態調査票を、収集し集計したものです。

このグラフは、令和4年及び令和5年の毎月の出生数(速報値)の推移を表したものです。

令和4年と令和5年を比較すると、出生数が減少していることが分かります。

「過去」の積み重ねにより、「今」を分析し、データに基づき「未来」に向けた施策を検討・導入する。統計は施策の基礎となるものです。



データの活用を通して ひと、くらし、みらいを支える

Our Mission

政府の政策決定はもとより、国民の意思決定に幅広く利用され社会の発展を支える基礎ともなる各種統計調査を実施し、公表しています。また、国民の重要な情報資産を預かる立場から、厚生労働行政における情報セキュリティ対策及び情報システム整備を進めています。

加えて、労使団体等に係る連絡調整なども行っており、総合的な労働政策の策定と労使関係の安定に寄与しています。

厚生労働行政を支える統計を整備する

証拠に基づく政策立案(EBPM, evidence-based policy making)を推進するためには、現状を分析するための統計データが必要です。このため、厚生労働省では、出生、婚姻、労働者の雇用、賃金、労働時間、医療、社会福祉等に関する大規模な統計調査を実施しています。

その結果は政策の企画立案において大きな役割を果たすとともに、GDP推計や民間の景気判断にも活用されています。

また、WHO(世界保健機関)やOECD(経済協力開発機構)等の国際機関と協力し、統計データの国際比較等に取り組んでいます。

情報セキュリティの確保や 職場環境のデジタル化を通じて 業務効率化を推進する

情報化の発展とともに新たなサイバーセキュリティのリスクや脅威が発生しています。こうした中、厚生労働省では、日々巧妙化するサイバー攻撃に対して適切な対応を行えるよう、省内の情報システム運用部門と連携し、サイバー攻撃等を検知した際の初動対応等の支援や、事案の発生から終息に至るまでの状況等を分析し、情報システムの安全性確保、被害の拡大防止対策に取り組むとともに、職員自らが適切な対応を行えるよう、周知・啓発、訓練、研修を通じた理解促進にも取り組んでいます。

また、多様な働き方への対応やより効率的な職場環境の整備が求められる中で、ビジネスチャットツールの活用、テレワークやWeb会議の利用促進など、デジタル技術を通じたペーパーレス化・業務効率化を実現するため、省内のシステム環境の整備及び安定運用に取り組んでいます。

経済社会発展における労使関係に着目する

現在、春闘での労使交渉における賃上げは、社会的に注目を集めています。しかし春闘では、賃上げ以外にも仕事と家庭の両立支援や高齢者・障害者雇用といった様々な労働条件等も議題とされ、労使交渉が行われています。

また、労使関係においては、百貨店の労働組合等のストライキも社会で注目されています。

厚生労働省では、このような春闘やストライキに関する情報等を労使団体から日々情報収集し、政策課題の解決や政策立案のために活用しています。

大臣官房 厚生科学課

Minister's Secretariat
Health Science Division

Our Mission

科学技術の発展等、従来の延長線上にない様々な革新的な開発が日々進んでいます。大臣官房厚生科学課では、保健医療分野で世界に先駆けた科学技術を確立する研究の推進や戦略策定を総括しています。また、近年自然災害などが相次ぐ中で、国民の暮らしや健康を守るため、災害発生時の緊急対応や復旧・復興に向けた各種調整、大規模食中毒等重大な健康危機への対応を行っています。加えて、医薬品等の安全性の確保や危害の発生防止等に関する施策の実施状況を評価・監視するため、医薬品等行政評価・監視委員会を運営しています。

大臣官房 情報化担当 参事官室

Minister's Secretariat
Office of the Counsellor for
Information Technology Management

Our Mission

我が国の人的資源や財政資源に関する制約が強まる一方、社会の個人化やニーズの多様化が進む中で、デジタル技術を最大限活用することにより、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応できる形で、行政サービスの在り方を全面的に革新することが求められています。こうした取組が、厚生労働省全体として効果的・効率的に進められるよう、厚生労働行政のDX(デジタルトランスフォーメーション)をはじめとした、情報政策全般を推進しています。

科学技術推進と 危機管理の司令塔

令和6年能登半島地震への対応について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、省の司令塔として、情報収集や職員の現地派遣等の緊急対応を行いました。また、省全体で復旧・復興をしっかりと後押しするため、省内各部局と調整し、健康・医療・福祉・労働での分野横断的な支援を実施しています。

国立高度専門医療研究センターの運営を支え、 全ての人に健康と安心を

当課が所管する国立高度専門医療研究センター(6つの国立研究開発法人の総称)は、それぞれが国民の健康に重大な影響のある疾患(がん、循環器病、感染症等)に関し、最先端の研究開発や医療提供等を行っています。

令和6年度からは、女性の健康や疾患に特化した研究等を推進するナショナルセンター機能を、国立成育医療研究センターに整備していきます。

また、令和7年度以降に、国立国際医療研究センターと国立感染症研究所を統合し、研究と臨床の機能を併せ持つ感染症総合サイエンスセンターとなる国立健康危機管理研究機構を創設します。

デジタル技術を活用し、 厚生労働行政を変革する

デジタル技術の活用により 厚生労働分野のDXを推進する

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、医療・介護サービスの担い手が減少している中で、医療・介護現場における効率化や生産性の向上が求められています。そのため、健康・医療・介護分野におけるICT利活用等を進めるべく、データヘルス改革や医療DXを部局横断的に推進しています。

また、デジタル社会の公的基盤であるマイナンバー制度の適正な運営や利活用の推進、多くの国民の皆様の生活に深く関わる厚生労働行政に関する手続のオンライン化など、デジタル技術を活用した行政サービスの革新を進めています。

このほか、定型的な業務をロボットに任せ、厚生労働省の職員が国民のための仕事に注力できるよう、業務改革の一環として、資料作成業務や集計業務等におけるRPA(Robotic Process Automation)の本格導入を進めています。

大臣官房 国際課

Minister's Secretariat
International Affairs
Division

部局の所掌分野

国際政策の司令塔

国際的な連携が必要な政策について、世界基準の取り込みや日本の取組の発信を省内の関係部署と国際機関などの間で調整しています。

経済連携の推進

EPA（経済連携協定）や二国間対話の枠組みを通じ、医薬品・医療機器分野、労働分野等での経済連携・二国間協力を推進しています。

開発途上国の支援

国際協力の一環として、開発途上国における人材の育成や、感染症対策を含めた国際保健、労働安全衛生、社会保険といった制度の構築等を支援するため、専門家の派遣、研修の実施、国際機関による支援事業への資金拠出等を行っています。

国際広報・海外情報の収集

厚生労働省英語版HPの作成、在京の各国大使館との連携などを通して、日本の施策や情報を積極的に発信しています。また、諸外国の社会保障や労働政策に係る制度に関する情報収集を行い、政策立案をサポートしています。

日本と世界をつなぐ 架け橋として

Our Mission

国際課では、WHO（世界保健機関）、ILO（国際労働機関）、OECD（経済協力開発機構）が開催する会合のほか、G7、G20、APEC、ASEAN+3などの枠組みを通じて、国際的な課題や政策の在り方に関する議論への貢献、諸外国との政策協調を推進しています。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成や世界に先駆けて進む高齢化への対応など、日本の経験を活かしながら、国際社会が抱える保健医療、雇用、社会保障分野での課題の解決に貢献していきます。

世界と協力し、国際保健の議論をリードする

新型コロナウイルス感染症のような各国が協力して取り組むべき地球規模の課題や、生活習慣病や高齢化といった日本が世界に対して先駆的な取組を発信していくべき課題など、国際保健をめぐる議論は様々にあります。

国際課は、各国の保健当局や国際機関、民間セクター等とも連携し、国際的な政策対話や技術協力、公衆衛生対応への資金拠出、海外情報の収集、国際保健人材の育成などを通じて、国際協力の推進と、国内外の橋渡しの役割を担っています。

2023年9月には、国連総会ハイレベル会合に際し、日本が従前から貢献してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（※）を世界全体で達成できるよう、力強いメッセージを発信しました。

（※）全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態。



2023年9月21日 国連総会ハイレベル会合のイベントで発言する武見厚生労働大臣

国際的な労働課題の解決に挑む

厚生労働省では、世界各国と国際的な労働課題の解決に向けた議論や協力を行うとともに、日本の取組を世界に発信しています。例えば、労働安全衛生の一層の促進、技能開発や生涯学習の推進といった国際社会の変化を踏まえた課題への対応について、ILOにおける議論に積極的に貢献するとともに、G7・G20の場で日本の先進的な取組を各国に共有し、世界の労働に関する議論を主導しています。

また、開発途上国における労働環境の改善のため、ILOへの拠出金等を通じ、アジア地域等における労働者のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の促進等を支援しています。



ILO本部（スイス・ジュネーブ）

Hot Topics

G7大臣会合を日本で開催

2023年、日本が議長国としてG7広島サミットを開催しました。厚生労働省では、G7関係閣僚会合として倉敷労働雇用大臣会合と長崎保健大臣会合を開催し、労働政策と国際保健それぞれの分野における重要課題について議論を行いました。

日本のリーダーシップの下で、保健大臣会合では、「より健康な未来に向けた協働」をテーマに、世界全体におけるより強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成などについて、労働雇用大臣会合では人的資本への投資について議論を主導しました。



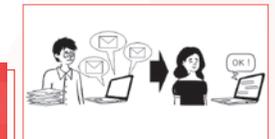
G7長崎保健大臣会合

ビジネスと人権の促進

企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権尊重への関心が高まっています。こうした中、日本政府は、2020年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画」を、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。厚生労働省においても、グローバル・サプライチェーン上の人権尊重について、これまでの国内の政策的な知見を踏まえ、「国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する検討会」を開催し、2023年12月に報告書を取りまとめました。厚生労働省としては、ディーセント・ワークの促進など、ビジネスと人権に関係する施策について推進を図り、関係省庁一丸となって日本企業の人権尊重に向けて取り組んでいます。



総務課



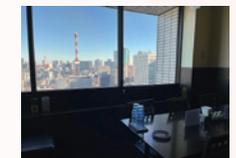
ビジネスチャットツールを活用した国会業務の効率化

厚生労働省の司令塔として、省内全体を見渡ししながら、各部局の状況・業務の進捗を適切に把握し、あらゆる案件の総合調整を行っています。

また、国会や霞が関の各府省庁との連絡調整を行うほか、行政活動の根拠となる法令や国会答弁等が省の施策内容と整合的なものになっているか、法令作成のルールが守られているかなどを審査しています。加えて、国会答弁の作成や調整に当たって、昨年導入された最新のビジネスチャットツールを活用した業務効率化を図るなど、省をあげての業務改革にも取り組んでいます。

人事課

個々の職員のキャリアパスの希望や家庭環境等を踏まえた人事管理を行うとともに、省内の業務効率化に向けた取組を推進し、ワーク・ライフ・バランスの向上を含め、職員が働きやすい環境の整備を行っています。また、若手の頃から、保健所、福祉事務所、労働局等の現場における研修を実施する等、職員の能力の向上にも力を入れています。



庁舎26階レストランからの眺望

会計課

夏の概算要求と年末の予算編成に当たって、30兆円を上回る厚生労働省全体の予算のとりまとめを行っています。また、決算・会計の監査・公共調達・行政財産や庁舎の管理・職員の福利厚生などの業務を担っています。

地方課

地域における厚生・労働行政の第一線機関として、地方厚生（支）局・都道府県労働局が十分にその能力を発揮することができるよう、総合的な監督や人事・予算面でのサポートなどを行っています。



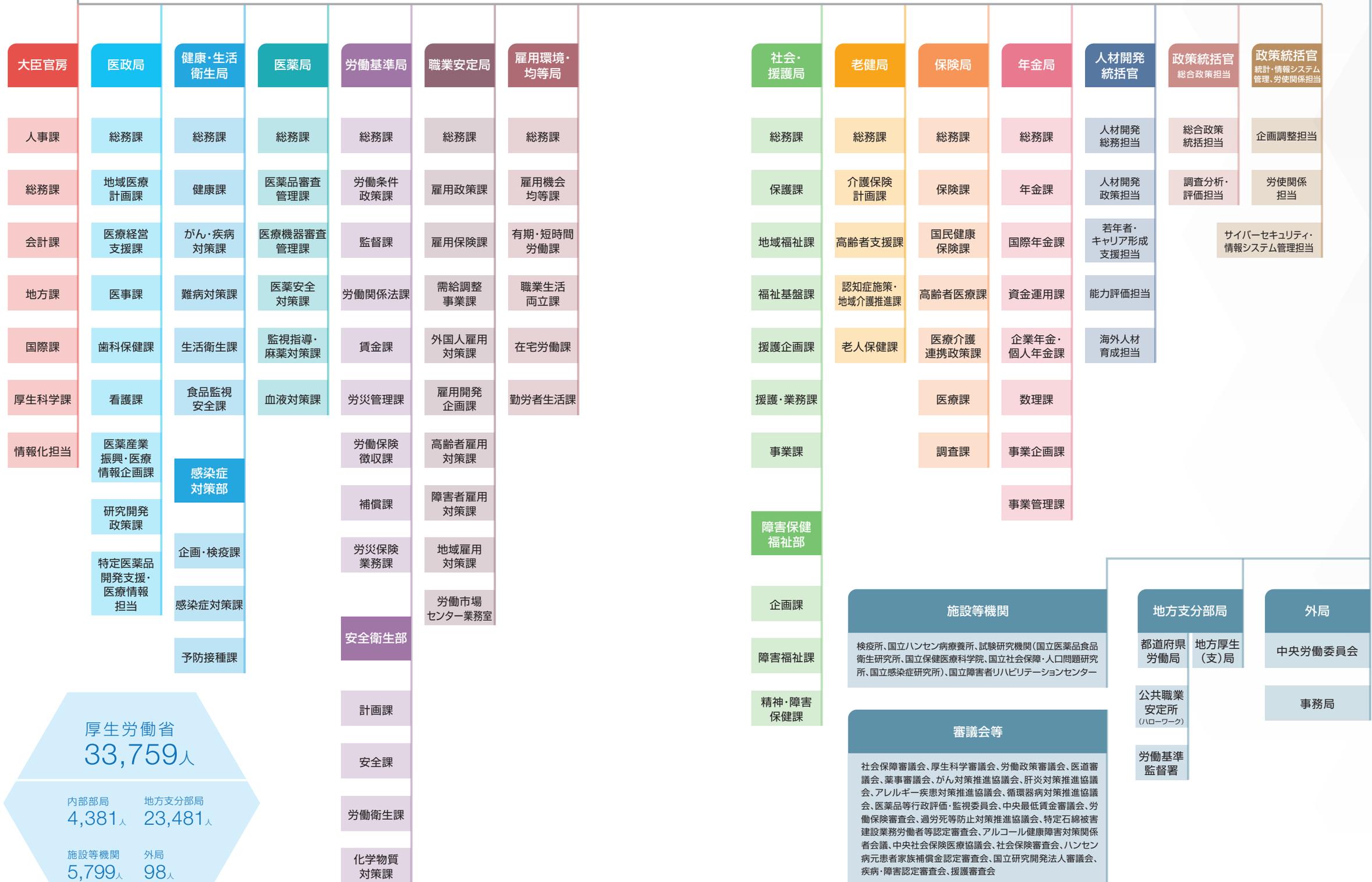
ハローワーク富士宮（静岡）

関東信越厚生局



向島労働基準監督署（東京）

厚生労働省



※この図は、2024年4月1日時点の厚生労働省の組織について、主な部局や課室を図示したものです。

日本の1日 & 人口100人を見た日本

厚生労働省のミッションは、一人ひとりが安心して一生を送ることができる社会をつくること。

我々が寄り添っているこの国の毎日を、この国に暮らす人たちを、このコーナーを通じて感じてみてください。

日本の1日 日本で1日に起こる出来事を調べてみると… ※それぞれ直近の数字である(平成28年～令和4年)

•人口について

生まれるのは?

2,112人

人口の減少数は
1日当たりだと

2,187人

亡くなるのは? **4,299人**

がんでは? **1,057人**
心疾患では? **638人**
脳血管疾患では? **294人**
事故では? **119人**
仕事上の事故では? **2人**
老衰では? **492人**
自殺では? **60人**



•成人について

成人の
平均野菜摂取量は?

281g

成人の
平均歩数は?

男性 **6,793** 歩
女性 **5,832** 歩



歯磨きは?

2回以上みがく
77.0%

•結婚について

結婚するのは?

1,383 組

離婚するのは? **491** 組



•労働について

ハローワークで新たに仕事を
探し始めたのは?

12,580 人

ハローワークを
通じて就職するのは?

3,335 人

仕事にけが等(労働災害)を
したのは?

363 人

労働相談の
件数は?

3,404 件

(厚生労働省:総合労働相談コーナーの受理件数)



•育児について

6歳未満の子どもをもつ親が
育児、家事に費やす時間は?

夫 **1時間54分**

妻 **7時間28分**



児童虐待の

相談対応件数は?

569 件

•介護について

介護をしている人(15歳以上)が
介護・看護に費やす時間は?

37分

デイサービスの利用回数は?

403,398 回

ホームヘルパーの利用回数は?

875,521 回

一人当たりの介護保険からの
給付費は?

4,111 円

•医療について

入院しているのは?

1,211,300 人

循環器系では? **198,200** 人

統合失調症では? **143,000** 人

がん等では? **126,700** 人

通院しているのは?

7,137,500 人

循環器系では? **822,800** 人

がん等では? **247,000** 人

糖尿病では? **215,000** 人

国民全体の医療費は?

約 **1,177** 億 **1,644** 万円

一人当たりだと **933.2** 円



犯罪について

薬物事犯の検挙者は?

麻薬及び向精神薬取締法では? **1.75** 人

あへん法では? **0.044** 人

大麻取締法では? **15.84** 人

覚醒剤取締法では? **21.84** 人

日本の1日 & 人口100人を見た日本

日本を100人の国に例えてみると…

※それぞれ直近の数字である(平成28年～令和4年)

•人口について

性別は? 男性 **48.6人**
女性 **51.4人**

年齢は? 15歳未満 **11.6人**
65歳以上 **29.0人**

そのうち75歳以上は?
15.5人



学生は?

小学生…………… **4.9人**
中学生…………… **2.6人**
高校生…………… **2.4人**
大学生・大学院生…………… **2.3人**



•労働について

仕事についているのは? **53.8人**
雇われているのは? **48.3人**
自営しているのは? **4.1人**

雇われているのは? 男性 **26.2人**
女性 **22.1人**

雇用形態は?

正社員…………… **28.8人**
パート…………… **8.2人**
アルバイト…………… **3.6人**
派遣…………… **1.2人**
契約社員・嘱託…………… **3.2人**

フリーターは? **1.1人**

失業者は? **1.4人**

短時間で働いているのは?

週35時間未満 **18.0人**

長時間働いているのは?

週60時間以上 **2.9人**

雇用保険加入者は? **35.4人**

雇用保険受給者は? **0.3人**

会社の健康診断で「有所見」は? **28.1人**



•福祉・年金について

保育所に
入所しているのは? **2.1人**

障害者は? **9.2人**

生活保護受給者は? **1.6人**

介護サービスを受けているのは? **4.2人**

国民年金の被保険者は?

第1号(自営業、学生等) **11.5人**

第2号(サラリーマン、公務員) **36.3人**

第3号(第2号被保険者の配偶者) **6.1人**

老齢年金の受給者は?

27.7人



•健康・医療について

健康状態が「よくない」「あまりよくない」と感じているのは?
6歳以上 **12.6人**

日常生活の悩み・ストレスを感じているのは?
12歳以上 **47.9人**

健診や人間ドックを受けたことがあるのは?
20歳以上 **69.6人**

病気やけがなどで通院しているのは? **40.4人**

在宅医療を受けている方は? **0.1人**

生涯でがんになるのは?
男性 **31.9人**
女性 **25.8人**



生活習慣病の患者の方は?

がん…………… **2.9人**

糖尿病…………… **4.6人**

高血圧性疾患…………… **12.0人**

心疾患…………… **2.4人**

脳血管疾患…………… **1.4人**

タバコを吸うのは?

20歳以上 **16.7人**

骨髄移植ドナーに登録しているのは? **0.43人**

習慣的に運動をしているのは?

20歳以上 **28.7人**

健康保険加入者は?

組合健保・協会けんぽ **54.9人**

国民健康保険 **23.2人**



MINISTRY OF
HEALTH, LABOUR
AND WELFARE



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
TEL 03-5253-1111(代表) <https://www.mhlw.go.jp/>